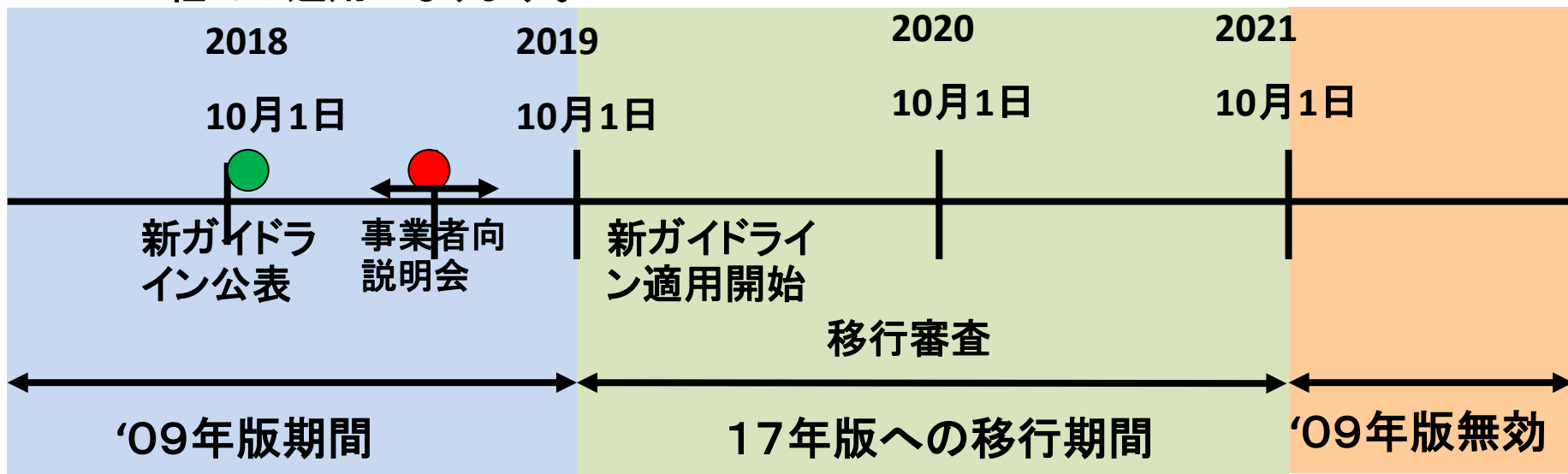


エコアクション21ガイドライン:2017への審査移行 (建設・食品)

以下は建設、食品向けガイドライン適用事業者様のスケジュールです。
産廃向け、地方公共団体、大学等は新業種別ガイドラインの発行、周知期間を
経ての適用になります。



移行期間中は審査(登録・中間・更新審査)を、2009年版、2017年版どちらでも審査を受けることができます。但し、**2020年10月1日以降は必ず2017年版への移行審査を受けていただきます。(2009年版でも不利になりません。)**

産廃向け、地方公共団体、大学等新ガイドライン

2019年度内発行予定